

生駒市省エネ家電買い換え補助金

回覧

【申請期間】令和4年12月15日(木)から令和5年2月28日(火)まで(消印有効)

※12月15日(木)より前は、書類を提出されても一切受付できませんのでご注意ください。

※受付期間内であっても申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。なお同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

【郵送提出先】〒530-8790 大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル 12階
日本旅行ビジネスソリューションズ(株)内「生駒市省エネ家電買い換え補助事業」事務局 宛

対象者の条件 以下の(1)～(3)をすべて満たす方。※さきめしいこまキャンペーンとの併用はできません。

- (1)生駒市内に所在する実店舗において、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに、本体価格5万円(税込)以上(設置工事費や送料等の設置に関する費用は除く)の補助対象の省エネ家電(下記「対象家電」参照)に買い換え、生駒市内の自宅に設置した個人の方。
- (2)家電リサイクル法に基づき、買い換え前の古い家電を処分した方。
- (3)補助金の申込日において、生駒市に居住している方。

対象家電 新品(未使用品)に限る

◎エアコン(1世帯3台まで) ◎冷蔵庫(1世帯1台まで) ◎テレビ(1世帯2台まで)

いずれも、統一省エネラベル(*)における多段階評価が3つ星以上のもの、目標年度は問いません。

(*)一般財団法人省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示。

省エネ性能は、購入店舗、メーカー、資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)等でご確認ください。

補助額 対象製品ごとに購入金額の20%(千円未満切捨て。上限3万円)

※補助金の交付は1世帯につきエアコン・冷蔵庫・テレビの区分でそれぞれ1回限り

※販売店で値引(クーポン割引やポイント利用等)があった場合は、値引後の実支払額(キャッシュレス決済等可)が補助対象経費となります。

※「さきめしいこま」を利用して対象製品を購入した方は、この制度の対象にはなりません。

※古い家電の処分費等その他経費は補助対象経費に含まれません。

提出書類

- (1)補助金交付申請書兼請求書
- (2)領収書等の写し(レシート可)

※申請者が生駒市内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入日、購入店舗、製品名、購入金額が記載されたもの。

- (3)保証書等の写し ※対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるもの
- (4)家電リサイクル券の写し
- (5)補助金の振込先口座(申請者と同一名義)がわかるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)
- (6)マイナンバーカード(氏名・住所の記載部分のみ)、運転免許証等の身分証明書の写し

問い合わせ先コールセンター 06-6131-5789

平日9時～17時/令和4年12月5日～令和5年2月28日(12月29日～1月3日を除く)

詳しくはこちら

